国の審議会等委員への女性の参画の拡大について

平成18年3月24日 男女共同参画会議 基本問題専門調査会

国の審議会等委員への女性の参画の促進は、政策・方針決定過程への女性の参画の 先導的取組として、昭和52年以降累次にわたり具体的な目標を設定し、取組が進め られてきた。平成12年には平成17年度末までのできるだけ早い時期に30%を達 成するという目標を決定したが、平成17年9月末現在で30.9%となり、目標を 達成した。

本専門調査会では、昨年10月以降、新たな目標設定について調査検討を行ってきたところであるが、今回、以下のとおり考え方を整理した。昨年末に閣議決定された男女共同参画基本計画(第2次)においても、「国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。」とされており、政府において、本専門調査会の考え方を踏まえ、早期に新たな目標を決定することを期待する。

1.国の審議会等委員への女性の参画の拡大についての基本的考え方

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、国の政策・方針決定過程に多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある。また、行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等は、国民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要がある。そのためには、人口の半分を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましい。

国際的に見ても、ヨーロッパ、アジアには、高い目標を掲げて取り組んでいる 国がみられることから、我が国政府もより高い目標を掲げ、更なる取組を進める 必要がある。

国の審議会等委員への女性の参画を拡大するには、目標値と達成時期を定めて計画的に取組を進めていくことが非常に重要である。

2.審議会等委員

審議会等の委員については、平成32(西暦2020)年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるべきである。

計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の33.3%となるよう努めるべきである。

上記目標を達成するため、委員の改選に当たっては、計画的に女性の登用を進めるよう努めるべきである。

3. 臨時委員、特別委員及び専門委員

男女共同参画基本計画(第2次)において、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待して取組を進めることとされた。政府はこれに率先して取り組む必要がある。臨時委員、特別委員及び専門委員についても、国の政策・方針決定過程に参画しているところであり、平成32(西暦2020)年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の数が委員の総数の30%となるよう努めるべきである。

計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の数が委員の総数の20%となるよう努めるべきである。

上記目標を達成するため、委員の改選に当たっては、計画的に女性の登用を進めるよう努めるべきである。

4.人材の育成・発掘のための取組

上記目標を達成し、国の審議会等への女性の参画を拡大するためには、多様かつ高度な専門性を持ち、かつ審議会等において国民の意見を的確に反映できるような女性の人材を育成することが緊急の課題である。このため、女性の参画が少ない分野の人材育成について、積極的に施策を講じる必要がある。

団体推薦委員については、関係団体に対し、委員の推薦に当たって格段の協力 を要請する必要がある。職務指定委員については、これらの必然性について検討 し、可能なものについては柔軟な対応を図る必要がある。

委員の人選に当たっては、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努める必要がある。

内閣府において、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう検討を進め、女性の専門家団体からの情報収集を含め、データベースの更なる充実を図る必要がある。

審議会、委員会等の女性委員割合に関する諸外国の状況

国	目標等	実績	備考
EU	40% (目標)	13.5%(2000) 29.0%(2001) 30.0%(2002)	欧州委員会決定(2000年) 欧州委員会内の組織の一つである専門委員会や専門家グループのメンバー構成比について、男女それぞれ少なくとも40%という目標を設定。加盟国に対して男女それぞれの候補者を提示するよう要請している。
ノルウェー	40% (クォータ)	41% (1999 ~ 2000 平均)	両性間の平等な地位に関する法律(2005年改正) 第21条:委員会の構成員が多い(10名以上)場合には、各性別が構 成員の少なくとも40%によって代表されなければならない。
デンマーク	均衡 (クォータ)	12.7%(1984) 38.9%(1996) 38.0%(1998)	公的委員会、審議会その他の委員の任命の際の男女の平等な地位に関する法律(1985年) 第1条:大臣によって設置される公的委員会、審議会等は男女の均衡な構成を図らなくてはならない。 第2条:委員の候補者を推薦する組織は、1名の推薦を行う場合は、男女双方を推薦しなければならない。2名以上の委員に関する推薦を行うときはそれが偶数なら男女同数、奇数なら、一方の性別を他の性別よりも1名多く推薦する。
フィンランド	40% (クォータ)		男女間の平等に関する法律(2005年改正) 4条 a:国の委員会、審議会、その他それに相当する国の機関、地方・ 地方間の連携審議会は(地方議員又は地方委員は除く)、特別の事情 がある場合を除きどちらかの性がメンバーの最低 40%いなくてはな らない。
アイスランド	均衡		両性の身分と権利の平等に関する法律(1991 年) できる限り、両性はほぼ等しい割合で中央または地方の行政組織の 管轄する委員会および評議会に任命されなければならない。
ベルギー	1/3 (クォータ)		諮問機関における男性及び女性の均衡参加を促進するための法律 (1997年改正) いずれの諮問機関も同性は最大で構成員の 2/3 までしか占めること ができない(1/3 以上は性別の異なる構成員で占めなければならない)。 この条件を満たさない場合、諮問機関は意見を述べることができない。
フランス	1/3 (クォータ)		国家公務員身分規程法(2001年改正) 第12条:男女の均衡のとれた代表に貢献するために、行政を代表する 諮問機関の構成員は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定め られるそれぞれの性に属する代表者の割合を考慮して選ばれる。 第20条の2:その構成員が行政により任命される審査委員会は、男女 の均衡のとれた代表に貢献するように構成される。 2002年5月3日デクレ1条:男女の均衡のとれた代表の割合は、いず れの性も最低3分の1。
ドイツ	(クォータ)	12.2%(1997) 15.9%(2001)	連邦の影響領域にある委員会における女性及び男性の任命及び派遣に関する法律(1994年) 公の委員会等に割り当てられるポストのそれぞれについて女性1名、 男性1名を指名又は推薦すること義務付け(二重指名)。任命の際には、 男女の同権の参加を目標として女性及び男性を考慮しなければならない。
スイス	30% (クォータ)	30%達成(2002)	国会外委員会、管理機関及び連邦の代表に関するオルドナンス(行政権の発する命令)(1996年) 一つの委員会について、両性が30%以上を占めなければならない。
イギリス	-	25% (2001)	実績は省外公的諸団体の中の諮問的組織の女性割合

国	目標	実績	備考
アイルランド	40% (クォータ)	25.8%(1996)	政府は、公式の委員会では直接の指名につき両性を同数にするという 目標を決定。(1993年) 指名代表からなる機関は政府の定める目標を遵守しなければならない。すなわち、公式の委員会では両性が 40%以上を占めなければならない。
カナダ	-	21.0%(2003) 20.8%(2006)	法律上の目標値はない。
オーストラリア	-	32.2%(2004)	実績は連邦委員会やその他の委員会の女性割合
韓国	40% (目標)	32.2%(2004) 国 27.1% 地方 34.8%	女性発展基本法(1995 年) 第 15 条 1 項: 国家及び地方自治体は各種委員会等政策決定過程への女性の参加を拡大するための方策を講じなければならない。 第 2 次「女性政策基本計画」(2003~2007 年) 国・地方の各種委員会への女性の登用につき、40%の目標率を設定